

6 川 監 公 第 7 号

令和 6 年 7 月 1 0 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 5 年 1 0 月 1 0 日付け 5 川監公第 7 号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

6 川総コ第 1 7 号

令和 6 年 4 月 2 5 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様

同 川 上 善 行 様

同 石 田 康 博 様

同 かわの 忠 正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 5 年 1 0 月 1 0 日付け 5 川監報第 4 号で報告の提出がありました監査の結果
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和5年度第1回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（1）高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

中野島住宅新築第5号工事は、市営住宅の新築を行うものであり、柿生小学校校舎増築その他工事は、校舎の増築及び既存校舎の改修を行うものであり、白鳥中学校体育館改修その他工事は、既存体育館の改修を行うものである。

高所作業時の安全対策については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条第1項によると、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならない、同条第2項によると囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における高所作業時の安全対策についてみると、高さが2メートル以上の作業床の端及び開口部で作業員が墜落する危険があったにもかかわらず、囲い等を適切に設けていない状況が認められた。

高所作業時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対して墜落防止措置の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、高所作業時の安全対策が適切に実施されていなかったことから、監督員に対しては、各会議で措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまと

め、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号4) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

(工事番号14) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(工事番号28) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

(2) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

柿生小学校校舎増築その他工事は、校舎の増築及び既存校舎の改修を行うものであり、平小学校体育館改修電気その他設備工事は、既存体育館の改修を行うものである。

掘削時の安全対策については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の3第4項によると、深さ1.5メートル以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における雨水桝設置及び電線埋設に係る掘削についてみたところ、掘削の深さが1.5メートルを超え作業員に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、山留めを設けていない状況が認められた。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者と必要な協議を行い、安全管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、掘削時の安全管理が適切に実施されていなかったことから、監督員に対して各会議により措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまとめ、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、掘削時の安全に関する適正な施工管理に努めます。

(工事番号 14) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(工事番号 33) (まちづくり局施設整備部電気設備担当)

(3) 火気使用時の火災予防措置に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

橘高等学校ほか2校校舎改修その他工事は、既存校舎等におけるトイレ改修及びエレベータ新設を行うものである。

溶接作業時の火災予防措置については、川崎市火災予防条例（昭和48年条例第36号）第31条第3項によると、溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における鉄筋工事について見たところ、付近に木製型枠やブルーシートなどの可燃性物品があるにもかかわらず、必要な火災予防措置を講じないまま、溶接作業を行っている状況が一部認められた。

火気使用時の施工管理に当たり、監督員は、火災の予防に努めるよう、請負者に対して防火管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、火気使用時の施工管理が適切に実施されていなかったことから、監督員に対して各会議により措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまとめ、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号31) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

(4) 薬液取扱時の保護具着用に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎病院排水処理その他設備改修工事は、病院施設の感染系及び検査系排水処理設備における腐食性液体を取り扱う設備機器等の撤去及び更新を行うものである。

腐食性液体取扱時の安全対策については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第327条第1項によると、請負者は、腐食性液体を圧送する作業に従事する労働者に、腐食性液体の飛散、漏えい又はいつ流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用させなければならないとされている。

しかしながら、腐食性液体である硫酸及び次亜塩素酸ソーダの電動ハンディポンプを用いた圧送による抜取り作業についてみたところ、眼を保護しなければならないにもかかわらず、作業員に保護メガネ等を着用させていない状況が認められた。

薬液取扱時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対して保護具着用の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、薬液取扱時の施工管理が適切に実施されていなかったことから、監督員に対して各会議により措置内容の情報共有を図りました。その上で、施工管理に係る職員に対して、工事監理における状況確認を行い、同様の問題があれば、その原因及びその後の対応についてとりまとめ、局内で情報共有するとともに、部内研修会において再発防止を図りました。

また、建築工事関係団体及び設計事務所関係団体あてに文書により通知するとともに、各工事現場の定例会議において、工事監理者及び工事施工者に対し、指導を行いました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号49) (病院局川崎病院)

(5) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 工事引渡書の不適合責任期限を適切に設定すべきもの

工事引渡書の不適合責任期限が適切に設定されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、工事目的物の引き渡しを受けるに当たり、関係法令等を十分に熟知した上で不適合責任期限を適切に定めるよう、工事担当国会議や課内会議を開催し、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な期限の設定に努めます。

(工事番号1) (まちづくり局登戸区画整理事務所)

(工事番号 4・5・7・8・9) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

イ 工事費の積算において適切に施工費用を計上すべきもの

積算基準書の改定内容の確認が十分にされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、積算基準書の改定内容について、職員の理解が不十分であったことから、工事担当者会議を開催し、指摘内容を周知しました。また、積算基準書を採用する際は、最新の基準となっているか、内容を確認し適正な積算に努めていくよう関係職員に周知徹底を行いました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

(工事番号 2) (まちづくり局登戸区画整理事務所)

ウ 工事費の積算において適切な単価を採用すべきもの

工事費の積算における単価の採用に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、部内会議により措置内容の情報共有を図るとともに、職員に対し、再発防止の研修を実施しました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

(工事番号 22) (まちづくり局施設整備部長寿命化担当)

エ 工事費の積算において適正に数量を計上すべきもの

舗装工事の積算において、路盤の層数に応じた数量を計上して
いなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、部内会議により措置内容の情報共有を図るとともに、職員に対し、再発防止の研修を実施しました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

(工事番号 47) (交通局自動車部管理課)